

令和6年4月1日から事業者による 障がいのある人への合理的配慮の提 供が義務化されます！

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向け、事業者の皆さまもどのように取り組まなければならないのか、合理的配慮の提供とはどのようなことなのか、内閣府及び福岡県より下記のとおり案内がございますので所内の研修会やイベント時にご活用ください。

福岡県より障がい者差別解消専門員が、事業所内での研修会やイベント時に説明に伺うこともできます。

ご不明な点は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

(内閣府)

- ・啓発リーフレット

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet-r05.html

- ・つなぐ窓口

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_tsunagu.html

(福岡県)

- ・障がいのある人への合理的配慮動画

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hairyo-douga.html>

- ・新しい生活様式のもとでの障がいのある人への合理的配慮（リーフレット）

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hairyo-corona.html>

- ・障がいのある人への合理的配慮ガイドブック

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hairyo-guidebook.html>

- ・「県の障がい者差別解消専門相談員がご説明に伺います。」

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/154714.pdf>

合理的配慮の例

耳の不自由な方のために、手話通訳者や前方の席をご用意



電車の乗り降りをサポートでお手伝い



【問い合わせ】

飯塚市役所 福祉部 社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係

電話：0948-22-5500（内線1151） FAX：0948-21-6356 メール：shakai@city.iizuka.lg.jp